

台風や地震に対する非常措置についてのお知らせ 改訂保存版

保護者の皆様には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。また、平素は、本校教育の推進のため何かとご支援・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

今後の「台風や地震に対する非常措置」についてお知らせします。

本校においては、台風や大雨等により京都南部又は京都・亀岡に「暴風警報」・「特別警報」が発令されたり、梅津・北梅津学区に「避難勧告」「避難指示」が出されたとき。また、京都市において「震度5弱以上の地震」があった場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の情報に十分注意して下さい。なお、このプリントは各ご家庭で保管して下さい。

1. 登校前に暴風警報が発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前7時までに解除になった場合・・・平常授業(8:25登校、給食あり)
 - ・午前9時までに解除になった場合・・・3校時から始業(給食あり)
 - ・午前11時までに解除になった場合・・・5校時から始業(給食なし)
 - ・午前11時現在、警報発令中の場合・・・臨時休業(給食なし)

2. 在校中に暴風警報が発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

3. 特別警報が発令された場合

- (1) 午前0時までに解除になった場合は5校時から始業
- (2) 午前0時から登校までに発令した場合は「当日」臨時休業
- (3) 在校中に発令した場合は、気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

4. 震度5弱以上の地震が発生した場合

- (1) 京都市内において、震度5弱以上の地震が発生した場合は、次の登校日を臨時休業とします。
 - ・下校後、午前0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業に、午前0時以降に発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ・休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの日を臨時休業とします。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は、学校や近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。
- (3) 在校中に発生した場合は、通学路の状況、家庭状況などに十分配慮し、帰宅させるかどうかを決定します。

5. 梅津・北梅津学区の「避難勧告」・「避難指示」についても「暴風警報」と同様の措置をとります。

大雨警報や洪水警報の場合も、継続するような時、教育委員会の判断で、上記と同様の措置をとる場合もあります。学校ホームページやPTA配信メールでお知らせします。

☆在校時に京都市内において震度5弱以上の地震が発生した場合、または特別警報が発令された場合は保護者等による引き取りをお願いします。なお、引き取りのお願いはPTAメール配信システムでも行いますが、まずはテレビ等の報道によって確認をして下さい。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようよろしくお願ひいたします。